豊田市屋外広告物条例及び規則の一部改正（案）に対する意見書

氏　名	
住　所	

意見要旨

氏名及び住所を御記入の上、下記のいずれかの方法で御提出ください。

●直接持込み　建築相談課（豊田市西町 3-60 豊田市役所西庁舎 4 階）
●郵送　〒471-8501　豊田市西町 3-60 豊田市役所建築相談課
●ファックス　0565-34-6948
●Ｅメール　keikan@city.toyota.aichi.jp